

## PM資料ガイド

項目	Defect Liability 瑕疵担保責任	Rev.	年月日	作成
		0	04.03.31	石原 信男
対象	一般			
視点	基本解説			

### Defect Liability 瑕疵担保責任

#### 1. 瑕疵担保責任とは

買主、注文主などの債権者に対して、契約時に定められた品質や性能をもち、かつ瑕疵のない商品を納入すべきことは当然であるが、買主、注文主などの検査に合格して引渡しを完了した後も、一定期間は品質不良や性能不完全などの瑕疵について売主や請負人は責任を負わなければならない、これを「担保責任」という。

「担保責任」は売買、請負、賃貸借の各取引によって、売主、請負人、貸主の「瑕疵担保」の内容が異なることから、ここで、はプロジェクトの請負契約における請負人の担保責任に関連する部分に絞って説明する。

#### 2. 請負人の担保責任（日本国の民法によれば）

請負人の担保責任は、注文主側からの権利としてみれば、瑕疵修補請求権、損害賠償請求権、契約解除権の三つからなる。

瑕疵修補請求権・・・注文主は、瑕疵が軽微であってその修補に過分の費用を要する場合を除いて、相当の期間を定めて瑕疵の修補を請求することができ、請負人としてはこれに従わねばならない。なお、注文主が瑕疵のあることを知りながら何らの留保をせず引渡しを受けた場合は、注文主は瑕疵修補請求権を放棄したとみられる場合がある。

損害賠償請求権・・・注文主は、修補にかえて、または修理にあわせて損害賠償を請求することができる。損害賠償の範囲は、瑕疵がなければ得られたであろう利益を含むもので、いわゆる契約履行が対象となると解されており、修補のために完成が遅れたり、操業停止等によって生じた損害や、瑕疵の修補によっても完全とならない場合（例えば、いくら修補しても契約仕様書どおりの性能が得られない場合）の損害なども賠償の対象となる。

契約解除権・・・注文主は、瑕疵が重大であってそのために契約の目的を達成することができないときは、さらに契約を解除することができる。契約が解除されると、請負人は代金を請求できず、すでに受け取ったものがあればこれを返還し、そのほかに注文主に損害があれば請求に応じその賠償もしなければならない。ただし、仕事の目的物が建物その他土地の工作物である場合は、注文主は損害賠償を請求できるだけで、どんなに重大な瑕疵があっても契約を解除できないことになっている。この規定は強行規定なので、これに反する特約をしても無効となる。

### 3. 請負人の担保責任の限度と責任の軽減への配慮

上記2. で、請負人の担保責任の原則論を記したが、特に請負契約にあっては修補費用や注文主に生じる損害の多額化や契約解除に伴う請負人の損失負担の多額化が想定されるケースもあることから、次のような点に留意し、契約時に特約しておく必要がある。

担保責任は無過失責任であるので、担保責任の存続期間（保証期間）の短縮化を図り、期間満了後は有償のサービスに切り替えること。

製品の特殊性によって損害が莫大なものとなる危険性のある場合は、当事者間であらかじめ損害賠償額を定めたり、また契約金額をもって賠償限度額とするなど責任の軽減を図ること。

請負人に起因する瑕疵である旨の立証責任を注文主に負わせ、請負人に立証責任の転嫁がなされないようにすること。

また、瑕疵の発生に伴う修補は、保証期間に何らの影響を及ぼさないとすることが請負人にとって有利なことはいうまでもないが、少なくとも瑕疵修補に要する期間だけ保証期間を延長するにとどめるべきであって、修補後改めて当初定められた保証期間と同一期間保証義務を負担することは、請負人にきわめて不利であり、絶対に避けること。

### 4. 請負人の担保責任の軽減措置（契約上の責任軽減）

請負人の責任を契約によって完全に免責することは実質的に不可能と思われるが、これをある程度縮減しリスクを軽減することは可能であろう。特に、新製品等の立ち上げ品、劣悪な環境下で使用されることが予想される商品など不良の発生しやすい商品や、部品・原材料等の生産用資材や生産用設備など瑕疵による損害が巨額になることが予想される商品等の売買契約や請負契約においては、この責任を軽減することを重点的に考慮する必要がある。請負人の立場から瑕疵担保責任を制限するためには、次のような視点から契約条項を検討し、作成する必要がある。

責任を完全に免責できないか（免責条項）。

瑕疵担保責任を無過失責任から過失責任とするなど、責任要件を加重できないか。

「瑕疵」の範囲を限定し、免責もしくは責任の軽減を図れないか（アロワンス条項、減価採用・特別採用条項）。

瑕疵担保責任の期間を短縮できないか。

瑕疵担保責任の範囲を瑕疵修補、代品交換のみに限定し、損害賠償の責任は一切負わないこととできないか。

損害賠償責任の範囲や額を制限できないか（賠償範囲の制限、賠償限度額の設定、賠償額の予定）

### 5. 「瑕疵担保責任」についての日本国内契約と国際的契約の比較（主要な点）

#### 5-1) 損害賠償請求権について（上記2. および 4. 関連）

修補のために完成が遅れたり、操業停止等によって生じた損害や、瑕疵の修補によっても完全とならない場合（例えば、いくら修補しても契約仕様書どおりの性能が得られない

場合)の損害、いわゆる結果(間接)損害(Consequential(Indirect)Loss or Damage)については、国内でも国際的にも、プラント類の契約では通常請負人はこの損害の責任を負わない。特に、国際的契約では、条項を設けて明確に規定するならわしとなっている。

#### 5-2) 予定損害賠償金について(上記3. および 4. 関連)

国内でも国際的にも、通常当事者間であらかじめ損害賠償額を定める例がほとんどである。国際的な契約では、これを予定損害賠償金(Liquidated Damages)という。

契約仕様書どおりの性能が得られない場合には、その予定された金額を支払って達成義務から免除されることである(ただし、あらかじめ定められた最低値は達成しなければならない)。また、納期・工期遅延の場合は、その金額を支払っても請負人には可及的速やかに作業を完了させる義務が残る。

#### 5-3) 修補後の保証期間の再設定について(上記3. および 4. 関連)

国内の契約では、修補後の瑕疵担保期間(保証期間)を再設定する例はほとんどない。国際的には、通常再設定が行われる。その期間については契約交渉で定まる。

#### 5-4) 瑕疵担保対象の制限について

契約交渉を通じて瑕疵担保の対象範囲を極力絞り込む。特に、多くの構成機器・装置から構成されるプラント等の場合は、主要な設備・機器類に対象を限定すべきである。

通常の磨耗・損耗および通常の腐食(corrosion)・摩食(erosion)、さらには仕様書に定める条件を超えた過酷な条件で運転されたために生じた破損などは、担保責任の対象外とすることを明記するのが通例である。

これは国内、国際的な契約の別にかかわらず重要なことである。

### 6. 瑕疵担保責任期間の開始と終了および代金支払

請負人の立ち会いのもとで買主、注文主などの検査に合格し、両者がそれを確認した時点をもって検収となる。この検収の時点をもって瑕疵担保期間の開始とし、定められた期間の満了をもって終了とする。

国内の契約では、検収をもって契約代金の100%が支払われる場合が多いのに対して、国際的な契約では、検収の時点を初期検収(Preliminary Acceptance)、瑕疵担保期間の満了時点を最終検収(Final Acceptance)とする例が多い。代金支払は初期検収で契約代金全額の95~90%、最終検収で残額(留保金)の支払となることが多い。

### 7. 参考文献

1. ~ 4. については「契約の知識」 神部正孝 著 商事法務研究会 1988年 による。
5. と6. については 主に作成者である石原の見解による。